

＜参考資料＞

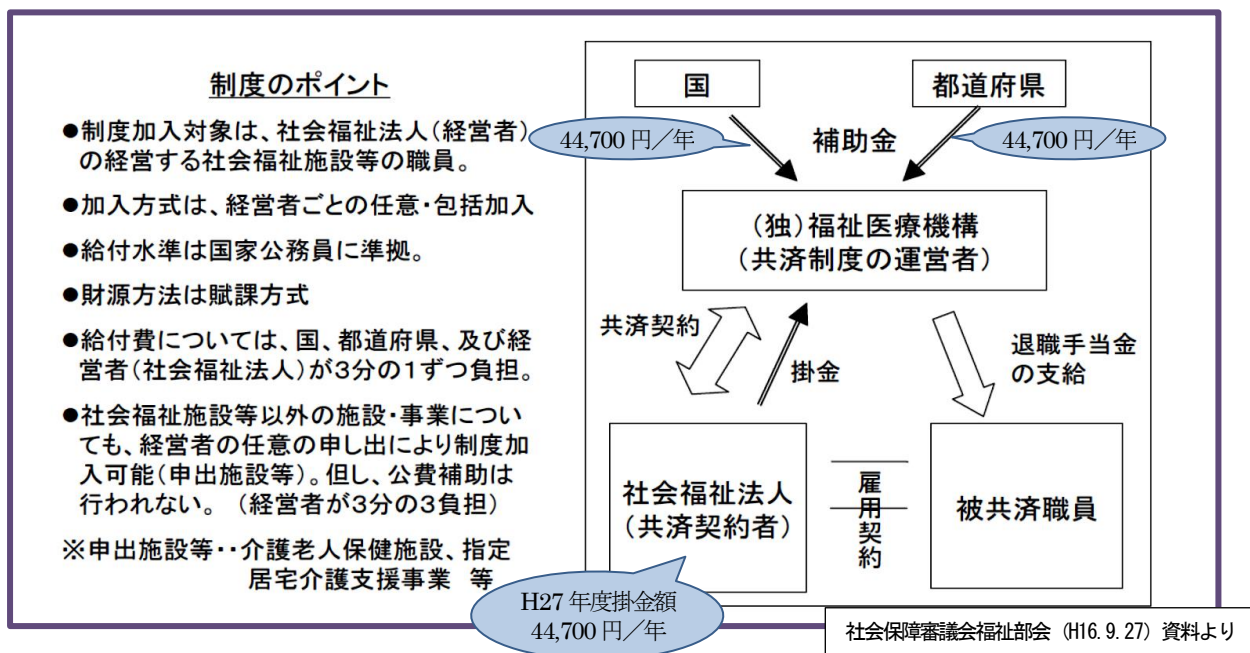
1. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の目的

～社会福祉事業の担い手に公務員に準ずる待遇を保障する～

●社会福祉事業の一翼を担う民間社会福祉施設では、その職員の給与その他の待遇面で公立の社会福祉施設職員に比較して格差があり、必要な職員の確保や資質の高い職員の定着が図られないという実情があった。(中略) 退職金についてはこれを積み立てる財源がなく、また、小規模な施設が多いことから、独自の制度を設置することが困難な状況であった。(中略) これらの背景から、職員に対する待遇改善により、職員の身分の安定、質の高い人材の確保を図るため、社会福祉施設職員を対象とした退職金制度の早期実現が要請され、(中略) その結果、給付水準を国家公務員準拠とし、高率の公的補助がなされる社会福祉施設職員退職手当共済制度を創設(昭和36年)。

社会保障審議会福祉部会 (H16.9.27) 資料より

2. 制度の概要 ～国・都道府県の補助金と、法人が支払う掛金が、退職金の財源～



3. 公費助成が廃止された場合 ～法人負担の大幅増と職員処遇の悪化が進行?! ～

●廃止後の選択におけるメリット・デメリット

退職手当共済制度に残る場合	メリット：退職金の給付水準は維持できる デメリット：法人負担が3倍。44,700×3=134,100円/年(1人月額11,175円)
他の退職金制度等に加入する場合	メリット：法人の負担増を回避できる デメリット：現在の掛金(年額44,700円)では給付額が大幅に減少する

●退職金給付水準の比較

	社会福祉施設職員等 退職手当共済制度	中小企業退職金 共済制度
退職金の水準 (目安等)	普通退職の場合の支給例 ・勤続3年(退職時本俸月額18万円) : 28.3万円 ・勤続10年(同24万円) : 158.6万円 ・勤続40年(同40万円) : 1,741.5万円	【掛金月額1万円の場合】 勤続3年: 36万円 勤続10年 126.56万円 勤続40年 591.79万円 【掛金月額2万円の場合】 勤続3年: 72万円 勤続10年 253.12万円 勤続40年 1183.58万円

出所：みずほ情報総研株式会社(2013)「社会福祉施設職員の退職金の在り方に関する調査研究報告書」

退職手当共済制度の公費助成継続は保育園経営者の願いです。アピールにご賛同ください。